

農林水産部会長等の選任について

- 秋田県総合政策審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、部会に部会長を置くこととなっています。
- 部会長については、同第 3 条の規定を準用し、部会に属する委員及び専門委員の互選によって定めることとされていますので、自薦・他薦をお願いします。
- 部会長代理については、部会長選任後、部会長から指名いただきます。

【参考】秋田県総合政策審議会条例(抜粋)

(部会)

第六条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 第三条第二項から第四項まで及び第四条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第三条第二項及び第四項並びに第四条第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

※第三条

2 会長は、委員の互選によって定める。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。